

## 新会計基準における仕訳例

目 次		頁
1	はじめに	49
2	会計処理	49
	(1) 移行時の処理	49
	(2) 掛金徴収時の処理	49
	(3) 被共済職員掛金・事業主掛金納付時の処理	49
	(4) 退職給付金支払時の処理	50
	◎事業主掛金累計額＞退職金額	51
	<従前と同じく調整金を使った仕訳>	
	<調整金を使わない仕訳>	
	◎事業主掛金累計額<退職金額	51
	(5) 退職給付金が支給されない場合の処理	52
	(6) 継続異動・配置換にかかわる処理	52
3	新会計基準に基づく仕訳例	
	<掛金にかかる仕訳>	53
	<退職・配置換え・継続異動時の仕訳>	54
4	従来 of 会計処理による仕訳例	55
参考1	新会計基準等抜粋	57
参考2	「社会福祉法人の新会計基準について(平成23年7月27日付厚生労働省等通知)」抜粋	58
参考3	「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い別紙2」抜粋	59
参考4	新会計基準に基づく勘定科目新旧対照表	60

## 1 はじめに

平成23年7月27日付けで、厚生労働省から社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」という。)の制定にかかる通知があり、新会計基準は、平成24年4月1日から適用されることになりました。ただし、平成27年3月31日(平成26年度決算)までの間は従来の会計処理によることができるものとされています。

本会の共済事業に関係する変更点は、退職共済制度の取扱いが明確化されたことです。福祉医療機構、都道府県等が実施する退職共済制度を利用した場合の会計処理方法の明確化と、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記すること等が定められました。〈参考1・参考2を参照〉

新会計基準への移行時の取扱いについては「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い 別紙2」の「2(5)退職給付引当金に係る調整」に準じて処理します。〈参考3を参照〉

本会の会計処理は、平成12年度に(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団が発行した「社会福祉法人会計基準における共済財団の会計処理の手引き」にもあるように、「退職手当預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法」を採用してきましたので、新会計基準へ移行後も「退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法」を採用して会計処理を行うこととします。(簡便法②)

〈都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理〉 「参考1」運用指針20(2)退職給付会計ウより

	退職給付引当資産(資産計上額)	退職給付引当金(負債計上額)
原則法	掛金累計額	期末退職金要支給額
簡便法①	期末退職金要支給額	期末退職金要支給額
簡便法②	掛金累計額	掛金累計額

\* 掛金累計額は社会福祉法人の負担する掛金額(被共済職員分は除く)

## 2 会計処理

この会計処理において貸借対照表勘定科目、事業活動計算書勘定科目、資金収支計算書勘定科目はそれぞれ次のように表記します。

- B/S 貸借対照表勘定科目
- P/L 事業活動計算書勘定科目
- C/F 資金収支計算書勘定科目

この会計処理は事業活動計算書(P/L)と貸借対照表(B/S)を作成する仕訳を最初に行い、支払資金に変動がある場合には、平行して資金収支計算書(C/F)を作成するための仕訳を行う体系をとっています。以下の仕訳例において、資金収支計算書仕訳には資印を付記しています。

### (1) 移行時の処理

従前の処理方法をそのまま選択するものであり、会計基準変更差異は発生しないので、借方の「退職手当預け金」を「退職給付引当資産」に、貸方の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に勘定科目を変更する手続きのみとなります。

### (2) 掛金徴収時の処理

〔例〕給与支払い時に被共済職員から掛金2,500円を徴収した。

(借方)		(貸方)
現金預金(B/S)	2,500	預り金(B/S)
		2,500

### (3) 被共済職員掛金・事業主掛金納付時の処理

被共済職員から預かった掛金は、事業主掛金と併せて県社協に納付します。この時支払った事業主掛金は、施設の資産として「その他の固定資産(大区分)」/「退職給付引当資産(中区分)」を設けて積立の処理を行います。

また支払資金が減少するので資金収支計算書（C/F）を作成するための仕訳も平行して行います。その他の活動による支出／「積立資産支出（大区分）」／「退職給付引当資産支出（中区分）」を設けて処理を行います。

【例】 被共済職員掛金 2,500 円と事業主掛金 2,500 円を県社協に納付した。

(借方)		(貸方)	
預り金 (B/S)	2,500	現金預金 (B/S)	2,500
退職給付引当資産 (B/S)	2,500	現金預金 (B/S)	2,500

(借方)		(貸方)	
退職給付引当資産支出 (C/F)	2,500	支払資金 (C/F)	2,500

退職給付債務の発生額として事業主掛金を、サービス活動増減による費用／「人件費（大区分）」／「退職給付費用（中区分）」の勘定科目を用いて借方に費用として計上し、退職給付引当金を計上します。

(借方)		(貸方)	
退職給付費用 (P/L)	2,500	退職給付引当金 (B/S)	2,500

#### (4) 退職給付金支払時の処理

事業主が支払った掛金は、施設の資産として退職給付引当資産に計上するとともに、退職給付債務の発生として退職給付引当金を計上しますので、退職給付金支払い時には退職給付引当資産・退職給付引当金の取崩しが必要になります。

また、退職給付金支払い時に、県社協から退職者の口座に直接振込みをしますが、退職所得として扱うために、退職給付金を事業所（法人）が支払ったとみなす会計処理をする必要があります。

退職給付金支給時の仕訳における退職金額は、県社協から振り込まれる支給合計額から本人掛金の累計額を差し引いた額をいいます。これは退職給付金支給時に県社協から各施設宛に送付される「退職（遺族）給付金決定通知書（共済契約者用）」における「①退職金額（A+B）」になります。

退職給付金の支払時において「退職給付引当資産（施設の資産に相当する額）」＝「退職給付引当金」と「退職金額」は一致しません。この差額は、事業活動計算書の収益と費用の勘定科目（\*1）で処理し、退職給付引当資産と退職給付引当金の取崩し等を行います。

なお、退職金額が掛金累計額より少ない場合には、費用科目を使用せずに退職給付引当資産と退職給付引当金で仕訳をし、直接取り崩すことも可能です。

事業活動計算書科目（*1）		大区分	中区分	小区分
収益科目	サービス活動増減による収益	その他の収益	その他の収益	
費用科目	サービス活動増減による費用	事務費	雑費	退職給付調整金

また、課税問題をクリアするために、実際の資金の移動がなくても退職給付金を事業所（法人）が支払ったことを資金収支計算書科目（\*2）で処理する必要があります。

資金収支計算書科目 (*2)		大区分	中区分
収入科目	事業活動による収入	その他の収入	雑収入
	その他の活動による収入	積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入
支出科目	事業活動による支出	人件費支出	退職給付支出

◎事業主掛金累計額＞退職金額

〔例〕	①支給額合計	100,000 (②+④)
	②被共済職員掛金累計額	70,000
	③事業主掛金累計額	70,000 =退職給付引当資産=退職給付引当金
	④退職金額	30,000 (①-②)

<従前と同じく調整金を使った仕訳>

(借方)		(貸方)	
退職給付引当金 (B/S)	30,000	退職給付引当資産 (B/S)	30,000

(借方)		(貸方)	
退職給付調整金 (P/L)	40,000	退職給付引当資産 (B/S)	40,000
退職給付引当金 (B/S)	40,000	退職給付調整金 (P/L)	40,000

資

(借方)		(貸方)	
退職給付支出 (C/F)	30,000	退職給付引当資産取崩収入 (C/F)	30,000

退職給付調整金 (P/L) は、最終的には貸借相殺されるので省略することが可能です。

<調整金を使わない仕訳>

(借方)		(貸方)	
退職給付引当金 (B/S)	30,000	退職給付引当資産 (B/S)	30,000
退職給付引当金 (B/S)	40,000	退職給付引当資産 (B/S)	40,000

資

(借方)		(貸方)	
退職給付支出 (C/F)	30,000	退職給付引当資産取崩収入 (C/F)	30,000

◎事業主掛金累計額＜退職金額

〔例〕	①支給額合計	600,000 (②+④)
	②被共済職員掛金累計額	280,000
	③事業主掛金累計額	280,000 =退職給付引当資産=退職給付引当金
	④退職金額	320,000 (①-②)

(借方)		(貸方)	
退職給付引当金 (B/S)	280,000	退職給付引当資産 (B/S)	280,000

(借方)		(貸方)	
退職給付費用 (P/L)	40,000	その他の収益 (P/L)	40,000



資

(借方)		(貸方)	
退職給付支出 (C/F)	280,000	退職給付引当資産取崩収入 (C/F)	280,000
退職給付支出 (C/F)	40,000	雑収入 (C/F)	40,000

(5) 退職給付金が支給されない場合の処理

退職者のうち共済契約約款第29条に規定する「自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行行為による退職等」に該当する場合は、退職給付金の支給はありませんが、退職給付金が支給される場合と同様に退職給付引当資産・退職給付引当金の取崩し仕訳が必要となります。退職給付金の支払がないので資金収支計算書での仕訳は不要です。

共済契約約款第29条のただし書きで「その者の被共済職員として加入期間中に県社協に納付した拠出金の元金合計相当額は返還する。」とありますので、支給合計額は被共済職員掛金累計額となります。

〔例〕	①支給額合計	80,000	
	②被共済職員掛金累計額	80,000	
	③事業主掛金累計額	80,000	=退職給付引当資産=退職給付引当金
	④退職金額	0	(①-②)

\* 被共済職員掛金累計額は本人に返還されます。

(借方)		(貸方)	
退職給付引当金 (B/S)	80,000	退職給付引当資産 (B/S)	80,000

(6) 継続異動・配置換にかかわる処理

被共済職員が異動した場合、異動職員の「退職給付引当資産」「退職給付引当金」を異動前の施設(転出施設)では取崩、異動後の施設(転入施設)においては計上の処理が必要です。退職給付金の支払がないので資金収支計算書での仕訳は不要です。

〔例〕	①被共済職員掛金累計額	130,000	
	②事業主掛金累計額	130,000	=退職給付引当資産=退職給付引当金

◎転出施設の仕訳

(借方)		(貸方)	
退職給付引当金 (B/S)	130,000	退職給付引当資産 (B/S)	130,000

◎転入施設の仕訳

(借方)		(貸方)	
退職給付引当資産 (B/S)	130,000	退職給付引当金 (B/S)	130,000

3 新会計基準(平成24年度施行)に基づく仕訳例  
 <事業主掛金累計額=退職給付引当資産=退職給付引当金>

<掛金にかかる仕訳>

勘 定 科 目	事 象	例	貸借対照表・事業活動計算書仕訳処理		資金収支計算書仕訳処理				
			借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	貸方科目	
(1) 掛金徴収時	掛金2,500円を徴収	(被共済職員掛金分)	現金預金	2,500	預り金	2,500	(仕訳なし)		
(2) 掛金納付時	県社協に本人掛金(預り金)・事業主掛金を支払う (被共済職員掛金分)		預り金	2,500	現金預金	2,500	(仕訳なし)		
	施設負担金(事業主掛金分)		固定資産 (その他の固定資産)					<その他の活動による支出> 積立資産支出	
	退職給付引当資産に計上する		退職給付引当資産	2,500	現金預金	2,500		退職給付引当資産支出	2,500
	退職給付引当金を計上する		<サービス活動増減による費用> 人件費		固定負債			退職給付引当資産支出	2,500
			退職給付費用	2,500	退職給付引当金	2,500		(仕訳なし)	
									2,500

＜退職・配置換え・継続異動時の仕訳＞

処理事項	事	金額	貸借対照表・事業活動計算書仕訳処理		資金収支計算書仕訳処理	
			借方科目	金額	借方科目	金額
(1) 退職給付金支払時	事業主掛金累計額＜退職金額 ① 支給額合計 (②+④) ② 被共済職員掛金累計額 ③ 事業主掛金累計額 =退職給付引当資産－退職給付引当金 ④ 退職金額 (①－②)  退職者分の資産及び引当金の取崩し 了 従前と同じく調整金を使った仕訳	100,000	固定負債	固定資産 (その他の固定資産)	借方科目	貸方科目
		70,000	退職給付引当金	退職給付引当資産	退職給付支出	積立資産取崩収入
		70,000	＜サービスマーケティング活動増減による費用＞	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
		30,000	事務費 雑費	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
(2) 退職給付金支払時	事業主掛金累計額＜退職金額 ① 支給額合計 (②+④) ② 被共済職員掛金累計額 ③ 事業主掛金累計額 =退職給付引当資産－退職給付引当金 ④ 退職金額 (①－②)  退職者分の資産及び引当金の取崩し	600,000	固定負債	固定資産 (その他の固定資産)	借方科目	貸方科目
		280,000	退職給付引当金	退職給付引当資産	退職給付支出	積立資産取崩収入
		280,000	＜サービスマーケティング活動増減による費用＞	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
		320,000	人件費	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
(3) 施設間異動及び契約者間異動	(振出) 事業主掛金累計額を資産及び引当金から取崩し  (振入) 事業主掛金累計額を資産及び引当金に計上	130,000	固定負債	固定資産 (その他の固定資産)	借方科目	貸方科目
		130,000	退職給付引当金	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
		130,000	固定資産 (その他の固定資産)	退職給付引当資産	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入
		130,000	退職給付引当資産	退職給付引当金	退職給付支出	退職給付引当資産取崩収入

退職給付金は被共済職員へ直接送金とし、簡便的方法(現金主義)で処理するもの。(3月31日退職者分は次年度会計に入れる。)

4 従来の会計処理による仕訳例

<平成12年度作成の「社会福祉法人会計基準における共済財団の会計処理の手引き」から抜粋>

6 新会計基準に基づく仕訳例

処理事項	事例	事業活動(収支)計算書仕訳処理				(資金)収支計算書仕訳処理			
		借方		貸方		借方		貸方	
		科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
(1) 移行		運用財産基金	1,000,000	共済財団退職給与引当金	1,000,000				
(2) 掛金徴収時	給与支払時に本人掛金2,500円を徴収 (被共済職員掛金分)	現金預金	2,500	預り金	2,500				
(3) 掛金納付時	共済財団に本人掛金(預り金)・事業主掛金(雑費)を支払う (被共済職員掛金分) (事業主掛金分)	中区分 (その他の固定資産)	2,500	取崩預金	2,500				
	退職給与引当金を計上する	小区分 共済財団退職手当預け金	2,500	取崩預金	2,500	事務費(雑費)	2,500	共済財団退職手当掛金	2,500
	退職給与引当金を計上する	中区分 (退職給与引当金繰入)	2,500	(退職給与引当金)	2,500				
(4)A 事業主掛金累計額>退職給付金	退職者分資産取崩し及び退職給与引当金戻入⑥	中区分 (退職給与引当金)	450,000	共済財団退職給与引当金繰入	450,000	(退職金)	450,000	共済財団退職金	450,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職給与引当金)	450,000	共済財団退職給与引当金	450,000	(雑収入)	450,000	共済財団退職金収入	450,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職給与引当金)	450,000	共済財団退職給与引当金	450,000	事務費(雑費)	100,000	共済財団退職金	100,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職金)	100,000	共済財団退職給与引当金	100,000	(退職金)	100,000	共済財団退職金	100,000
B 事業主掛金累計額<退職給付金	退職者分資産取崩し及び退職給与引当金戻入④	中区分 (退職給与引当金)	450,000	共済財団退職給与引当金	450,000	(雑収入)	450,000	共済財団退職金収入	450,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職給与引当金)	450,000	共済財団退職給与引当金	450,000	(退職金)	450,000	共済財団退職金	450,000
(5) 1年未満等退職給付金の支給のないもの	退職者分資産取崩し及び退職給与引当金戻入④	中区分 (退職給与引当金)	50,000	共済財団退職給与引当金	50,000	(雑収入)	50,000	共済財団退職金収入	50,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職給与引当金)	50,000	共済財団退職給与引当金	50,000	(退職金)	50,000	共済財団退職金	50,000
(6) 施設間異動	事業主掛金累計額取崩し	中区分 (退職給与引当金)	550,000	共済財団退職給与引当金	550,000	(雑収入)	550,000	共済財団退職金収入	550,000
	退職給付金支給額	中区分 (退職給与引当金)	550,000	共済財団退職給与引当金	550,000	(退職金)	550,000	共済財団退職金	550,000

退職給付金は被共済職員へ直接送金とし、簡便的方法(現金主義)で処理するものである。





## ＜新会計基準等抜粋＞

### ＜新会計基準＞

#### 第4章 貸借対照表

##### 3 貸借対照表価額

(7) 引当金として計上すべきものがある場合には、当該内容を示す科目を付して、その残高を負債の部に計上又は資産の部の控除項目として記載するものとする。(注19)

### ＜注解＞

#### (注19) 引当金について

(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。

### ＜運用指針＞

#### 18 引当金について

##### (3) 退職給付引当金について

20(2)を参照のこと。

#### 20 新たに導入した会計手法とその簡便法について

##### (2) 退職給付会計

###### ア 期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

###### イ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。

###### ウ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理

都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。

<「社会福祉法人の新会計基準について 平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局」抜粋>

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金



◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-④退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度

掛金を費用処理。



◆ 新基準

①福祉医療機構の退職共済制度

掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度

退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。



②都道府県等の実施する制度

- ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
- イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
- ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

③採用している退職手当制度

従来、注記なし。



③採用している退職給付制度

財務諸表の注記に明示。

## &lt;「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い 別紙2」抜粋&gt;

## 2 旧基準から移行の場合

## (5) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人  
④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人  
⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人  
⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。



社会福祉法人会計基準

新会計基準（平成24年度より適用）に基づく勘定科目新旧対照表

旧会計基準

新会計基準

資金収支計算書

経常活動 による収支	収入	雑収入 雑収入 共済退職金収入
	支出	人件費支出 退職金 共済退職金 ----- 事務費支出 雑費 共済退職手当掛金

資金収支計算書

事業活動 による収支	収入	その他の収入 雑収入
	支出	人件費支出 退職給付支出
その他の活動 による収支	収入	積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入
	支出	積立資産支出 退職給付引当資産支出

事業活動収支計算書

事業活動 による収支	収入	雑収入 雑収入 共済退職金収入
	支出	事務費支出 雑費 共済退職手当調整金 ----- 引当金繰入 退職給与引当金繰入 共済退職給与引当金繰入
経常活動 による収支	収入	
	支出	人件費支出 退職金 共済退職金

事業活動計算書

サービス活動 増減の部	収益	その他の収益 その他の収益
	費用	人件費 退職給付費用 ----- 事務費 雑費 退職給付調整金

貸借対照表

資産の部	その他の固定資産 共済退職手当預け金
負債の部	固定負債 共済退職給与引当金

貸借対照表

資産の部	その他の固定資産 退職給付引当資産
負債の部	固定負債 退職給付引当金